

札幌社保協 FAXニュース

2010年 4月27日(火)
社保協事務局 発行
Tel823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

札幌社保協
総会は
6月3日(木)
菊水ビルです

「市税事務所統合」は徴収強化のためではないか ＝札幌社保協が市税政部と懇談＝



札幌市の税務事務所が各区役所から市内5ヶ所へ統合されること
が決まった問題で、札幌社保協は4/14に札幌市の税政部に聞き取
りの懇談を行いました。各民商、道生連、年金者組合、保育労組、
区社保協などから11人が参加し、市側から遠藤税政部調査担当課
長など5人が出席しました。

市側は今回の統合目的が管理職を中心とした人員削減で組織のス
リム化を図り、事務の効率性や専門性を高めることが目的である。なるべく利用者が行きやすい5ヶ所を選び、
国税税務署と同じ管轄にしたと説明。出席者からは主に●利便性が悪くなる、●集中体制で徴収や滞納整理強
化を行うのではないかと、という点を質問しました。

■利便性では、最もよく使われる市税証明の発行は従来の区役所、新市税事務所、本庁や篠路・定山溪出張
所などで発行し、今までより発行個所が増える、納付相談はどこでも受け付け、電話でも受け付けると回答。
ただ、国保・介護保険料や生活保護などとの関連の相談が、今までのように区役所1カ所ですできないこと、区役
所窓口で税の専門担当がいなくなる可能性が強いことなど、課題も明らかになりました。

■徴収強化では、決してそのようなことはなく、税制の頻繁な変更に対応できる専門的な体制づくりなどと
回答。しかし「滞納整理を地区別でなく対象者ごとに効果的な滞納整理を図る、専門チームをつくってあ
たる」などについては、参加者から「個々人の苦しい状況をきちんと相談にのらず、特別体制で徴収の強化や差
し押さえの強化を図るのではないかと懸念が集中しました。

実際に手稲区では、税金を分納で払っている業者に対し、「今年の秋からはこんなもんで済まない」と10
月からの市税事務所統合を機に厳しくするような発言が出ています。

西区社保協 児童会館トルエン使用問題で申し入れ

西区社保協は4/7、新婦人西支部などと西区内の児童会館の床の張替工事でトルエンによる健康被害が出た
ことに対し、市の子ども未来局こども企画課へ要請を行いました。最初に問題になった会館は、新婦人の子育
てサークルも日常的に使っている所であり、事態を重視し緊急の要請を行ったものです。社保協や新婦人では、
児童会館を使用した人への聞き取り調査なども行いました。

なぜ事前に化学物質の測定がおこなわれなかったのか、被害者の健康調査と対策などを要求しました。市側
が対応に追われていたため、後日結果を含めて話し合いを行うことになりました。その後の報道では、張替工
事やトルエンの調査など、極めてずさんな対応であったことが明らかになっています。

SOSネット

一時宿泊事業の継続を要請 連休まではとりあえず継続



SOSネットワーク北海道は4/21に札幌市に対し、4月末で
終了といわれている一時宿泊事業（住居のない人への借り上げ民
間宿泊所の提供）を継続するように申し入れました。

応じた中村生活保護課長は、事業が今まで果たした役割や必
要性を認めましたが、現状では一旦終了して検討する、今後は救
護施設やつなぎ資金での対応という回答でした。出席者からは

一時宿泊事業の役割を評価するとともに、現状では終了するような段階ではないこと、連休が始まれば救護施設で
の対応はできず、緊急に宿泊所を必要とする人に対応できないことなどをのべ、継続を強く要求しました。

その後、4/27に市へ問い合わせたところ、とりあえず5月の連休中は現在の借り上げ宿泊所を継続すること、
その後については宿泊が必要な人へは一時資金などで対応を考えるという回答でした。